

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 秋田県横手市杉沢字中杉沢592番地5

氏名 株式会社山本産業

代表取締役 山本 紀昌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 平成30年12月27日

許可の有効年月日 平成35年12月26日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（積替・保管を含む。また「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 燃え殻、イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ウ 廃油、エ 廃アルカリ、オ 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、カ 紙くず、キ 木くず、ク 繊維くず、ケ ゴムくず、コ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、サ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
以上11品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 取り扱う産業廃棄物の種類（積替・保管を除く。また「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、イ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ウ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、エ ばいじん、オ 13号廃棄物 以上5品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 秋田県横手市杉沢字中杉沢592番地19
（面積及び産業廃棄物の種類については別記1のとおり）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年12月27日	更新許可
平成10年12月27日	更新許可
平成15年12月27日	更新許可
平成20年12月27日	更新許可
平成25年12月27日	更新許可
平成30年12月27日	更新許可